

静岡県告示第535号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成29年3月24日静岡県公表）の一部を次のように変更したので、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成29年6月27日

静岡県知事 川勝平太

1(1)中「平成26年」を「平成27年」に改める。

1(2)中「水産資源」を「資源状況」に、「中位又は高位にある魚種」を「中位又は高位にある系群」に、「低位にある魚種」を「低位にある系群」に、「維持増加」を「維持・増加」に、「6割」を「2/3」に、「4割」を「1/3」に改める。

2の表を次のように改め、「(注)平成29年のさんま並びにまさば及びごまさばの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。」を削る。

第一種特定海洋 生物資源	平成28年		平成29年	
	管理期間	管理量	管理期間	管理量
さんま	平成28年7月 から 平成29年6月	若干	平成29年7月 から 平成30年6月	若干
まあじ	1月から12月	若干	1月から12月	若干
まいわし	1月から12月	若干	1月から12月	若干
まさば及び ごまさば	平成28年7月 から 平成29年6月	19,000 トン	平成29年7月 から 平成30年6月	17,000 トン
するめいか	平成28年4月 から 平成29年3月	若干	平成29年4月 から 平成30年3月	若干

3の表を次のように改め、「(注)平成29年の数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。」を削る。

第一種特定海洋 生物資源	採捕の種類	数量	
		平成28年	平成29年
まさば及び ごまさば	中型まき網漁業	14,500トン	13,000トン
	定置漁業	若干	若干